

議第十四号

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。
平成二十七年十二月十七日

提出者
栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

石 三 花 若 山 佐 松 阿 船 野 日 小
向

坂 森 塚 林 形 藤 井 部 山 澤 野 林

真 文 隆 和 修 正 博 幸 和 義 幹

一 徳 志 雄 治 良 一 美 雄 一 幸 夫

栃木県議会議長 岩崎 信様

栃木県条例第 号

栃木県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

栃木県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第三項中「（収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、当該収支報告書等修正届が議長に

提出された日)」を削り、「三十日」を「九十日」に改め、「日の翌日」の下に「(収支報告書等修正届の閲覧又は写しの交付の請求にあつては、同日又は当該収支報告書等修正届が議長に提出された日の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日のいずれか遅い日)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。